

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月9日
【会社名】	株式会社T O K A Iホールディングス
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鵜田 勝彦
【本店の所在の場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	054(275)0007番(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 小澤 博之
【最寄りの連絡場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	054(275)0007番(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 小澤 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月9日の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社T O K A Iホールディングス2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

### ロ 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- ( ) 株価が転換価額以上に上昇しないことにより、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加する可能性がある。
- ( ) 転換価額の修正基準は、2016年6月13日及び2017年6月12日まで（当日を含む。）の20連続取引日（下記八( ) (3)に定義する。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の各平均値（1円未満の端数は切り上げる。）であり、修正の頻度は2回である。
- ( ) 転換価額の下限は、当初転換価額の70%の1円未満の端数を切り上げた金額である。なお、当該転換価額の下限が定められているため、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数の上限は定められていない。また、資金調達金額が本新株予約権付社債の発行価額により決定するため、資金調達額の下限は定められていない。
- ( ) 下記八( ) (2)乃至(6)記載の通り、税制変更による場合又はクリーンアップ条項に基づく場合、当社は繰上償還することができ、組織再編等（下記八( ) (3)に定義する。）、上場廃止又はスクイズアウトによる場合、当社は繰上償還を行う。

### ハ 本新株予約権付社債券に関する事項

- ( ) 発行価額（払込金額）  
本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額500万円）
- ( ) 発行価格（募集価格）  
本社債の額面金額の102.5%
- ( ) 発行価額の総額  
100億円
- ( ) 券面額の総額  
100億円
- ( ) 利率  
本社債には利息を付さない。
- ( ) 償還期限
  - (1) 満期償還  
2020年6月25日
  - (2) 税制変更による繰上償還  
2015年6月9日以降に効力を生じる日本国の税制の変更等により、当社は、本社債に関する支払に関し下記ヨ( )に基づいて追加額支払義務が発生したこと又は発生することをMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を2015年6月26日以降2020年6月24日までの間、本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。
  - (3) 組織再編等による繰上償還

本新株予約権に代わり承継会社等（下記ヨ( ) (1)に定義される。）の新株予約権が本新株予約権の新株予約権者に交付される旨の提案を含まない当社と他の会社との合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）の提案がなされた場合、本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継される旨の提案を含まない株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）の提案がなされた場合、下記ヨ( ) (2)記載の条件と異なる承継会社等の新株予約権が、本新株予約権の新株予約権者に交付される旨の提案を含む組織再編等（以下に定義する。）の提案がなされた場合、又は、組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式につき上場されること若しくは引き続き上場が維持されることを想定していない旨の当社の代表取締役が署名した証明書を、当社が当該組織再編等の発生日又はその前に、Mizuho International plcに対して交付している場合、当社は本新株予約権付社債の所持人に対して繰上償還日から30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる

償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。)に残存する本社債の全部(一部は不可)を当該組織再編等が株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)で承認されることを条件として、以下の償還金額に下記ヨ( )に基づく追加額(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。上記償還に適用される償還金額は、下記( )記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする(但し、償還日が2020年6月12日から2020年6月24日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)における、( )当社と他の会社との合併、( )会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、( )株式交換若しくは株式移転、又は( )日本法に定められたその他の組織再編行為(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。)の承認決議の採択を総称している。

#### (4) 上場廃止による繰上償還

( )金融商品取引法に従って当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により、当社普通株式の公開買付けが行われ、( )当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、( )当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があること又はその時点で当社普通株式が上場されていない場合には上場要件を満たさなくなることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に)本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(3)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする。但し、償還日が2020年6月12日から2020年6月24日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)に下記ヨ( )に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本(4)の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額に下記ヨ( )に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

#### (5) クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、下記通知を行う日の前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部(一部は不可)を2015年6月26日以降2020年6月24日までの期間中、本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

#### (6) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイズアウト事由が生じた日から14日以内に)本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(3)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする。但し、償還日が2020年6月12日から2020年6月24日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)に下記ヨ( )に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

#### (7) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還(プットオプション)

本新株予約権付社債の所持人は、2018年5月25日以降2018年6月11日までの期間に、その所持する本新株予約権付社債を償還権行使の請求書とともにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に預託することにより、2018年6月25日に、本社債の額面金額の100%で当該本社債を繰上償還することを当社に対して請求することができる。

但し、当社が上記(2)乃至(6)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、当該通知と本(7)の繰上償還請求の前後関係にかかわらず、2018年6月25日より前に当該通知が行われている限り、本(7)に優先して上記(2)乃至(6)に基づく繰上償還の規定が適用される。

- (8) 当社が上記(2)乃至(6)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の上記(2)乃至(6)の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(3)若しくは(6)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)( )乃至( )に規定される事由が発生した場合には、以後上記(2)又は(5)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

- (9) 買入消却

当社及び当社の子会社は、スイス中央銀行の規則（ある場合）その他の適用法令に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができ、当社又は当社を代理して行為する子会社は買い入れた本新株予約権付社債をMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に引き渡して消却することができる。かかる場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.は直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

- (10) 債務不履行等による期限の利益の喪失

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より15日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を取らない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債の額面金額の100%で償還しなければならない。

- ( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数100株）

- (2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記( ) (2)乃至(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ( ) 本新株予約権の総数

本新株予約権の総数は2,000個とする。なお、各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

- ( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。

- (2) 当初転換価額

転換価額は、当初、当社代表取締役社長又は当社代表取締役副社長が、2015年6月9日の当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社とMizuho International plc及びその他の当事者との間で締結される社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に、1.0を乗じた額を下回ってはならない。

- (3) 転換価額の下修正

2016年6月13日及び2017年6月12日（いずれも日本時間。）（以下、それぞれ「決定日」という。）まで（それぞれ当日を含む。）の20連続取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当該20連続取引日の期間中に下記(4)に従って調整がなされた場合、当社普通株式の普通取引の終値につき本新株予約権付社債の要項に定める方式により適宜調整した上で平均値を計算する。）で1円未満の端数を切り上げた金額が、決定日において有効な当初転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、それぞれ、2016年6月27日及び2017年6月26日（いずれも日本時間。以下、それぞれ「効力発生日」という。）以降（それぞれ当日を含む。）、上記の方法で算出された終値の平均値に修正される（但し、決定日（当日を含まない。）から効力発生日（当日を含む。）までの期間に下記(4)に従ってなされた調整（以下「中間調整」という。）に従う。）。但し、いずれの場合も、算出の結果、修正転換価額が第1回目の決定日に有効な転換価額の70%未満となる場合には、修正転換価額は第1回目の決定日に有効な転換価額（但し、中間調整及び第2回目の決定日の修正については第1回目の修正日（当日を含まない。）から第2回目の決定日（当日を含む。）までの調整に服する。）の70%に当たる金額で1円未満を切り上げた金額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所が市場を開いている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

## (4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

## ( ) 本新株予約権の行使期間

2015年7月9日から2020年6月11日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、本社債が上記( ) (2)乃至(7)に定める事由に基づき繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、本社債が上記( ) (9)に定める事由に基づき買入消却される場合は、買入れた本社債がMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に引き渡されるまで、また、当社が本社債につき上記( ) (10)に定める事由に基づき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2020年6月11日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（その日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日）（その日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

## ( ) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

## ( ) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## (x) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。

## (x) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

## 二 発行方法

Mizuho International plc及びその他の買取引受人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付の申込みは当社とMizuho International plc、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.及びその他の当事者との間で締結される社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われる。

## ホ 引受人の名称

Mizuho International plc（単独ブックランナー兼主幹事会社）

SMBC Nikko Capital Markets Limited（共同主幹事会社）

Shizuoka Bank (Europe) S.A.（幹事会社）

## ヘ 募集を行う地域

スイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）

## ト 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

## ( ) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

- (1) 発行総額(払込総額) 100億円  
 (2) 発行諸費用概算額 24百万円  
 (3) 差引手取概算額 99億76百万円

## ( ) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約100億円については、平成28年3月末までに以下に充当する予定である。

株式会社T O K A Iコミュニケーションズにおける通信設備投資資金及びデータセンター設備投資資金として30億円

株式会社T O K A IケーブルネットワークをはじめとしたCATV子会社におけるCATV-FTTH(自社CATV光回線設備を利用したFTTHインターネット)を含むCATV設備投資資金として30億円

短期借入金の返済に約40億円

## チ 新規発行年月日

2015年6月25日

## リ 本新株予約権付社債を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

## ヌ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

取引銀行からの借入や社債の発行といった複数の資金調達方法を検討した上で、当社財務状況及び足元の市場環境、既存株主への配慮等を総合的に勘案し、当社が目標に掲げる中期経営計画の達成に向けて、今後の経営環境等の変化に対応できる柔軟性ある財務戦略を遂行することを念頭に、金利コストの低減や必要額の調達、株式への転換による自己資本の増加及び負債の減少といった点等の実現が可能な行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行が、現時点において最善の手法であると判断した。

なお、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになり、また、転換価額の下方向修正条項が付されているため、転換価額の修正が行われた場合には本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加することになるが、かかる転換価額の修正が行われるのは、2回に限定されており、転換価額の下限も設定されていることから希薄化の抑制が可能であると判断した。

## ル 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項なし。

## ヲ 当社の株券の売買に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項なし。

## ワ 当社の株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし。

## カ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としてのその他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

## コ 本新株予約権付社債に関するその他の事項

## ( ) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (1) 当社が組織再編等を行う場合において、本社債に基づく当社の義務が承継会社等に承継される場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、下記(2)記載の条件で本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権を交付させることができるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は、上記八( ) (3)と同様の修正及び上記八( ) (4)と同様の調整に服する。

- (a) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数(かかる普通株式の数を「受領する承継会社等の普通株式の数」という。)を、当該組織再編等の効力

発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。受領する承継会社等の普通株式の数には、当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合における、当該証券又は財産の公正市場価値を本新株予約権付社債の要項に従い決定される承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数が含まれる。

- (b) 上記(a)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日(当日を含む。)から、上記八( )に定める本新株予約権の行使期間の満了日(当日を含む。)までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- ( ) 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

- ( ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債(以下に定義する。)又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等の比率で及ぶ場合、又はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.がかかる担保と比べ本新株予約権付社債の所持人に不利ではないと認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。上記における「外債」とは、当社が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務(日本法上の社債に該当し、償還期限が発行日から1年を超えるものをいう。)のうち、( )日本円以外の通貨建てのもの、又は( )日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承諾を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、( )及び( )のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

タ 平成27年6月9日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 普通株式 155,199,977株

資本金の額 14,000,000,000円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上